
第9章 事業

第1節 総則

第176条〔事業の実施〕

本協会は、サッカーの普及および振興を図るため、各種の付随的事業を行う。

第177条〔テレビ、ラジオ、インターネットおよびモバイル放送権〕

次の試合に関するテレビ、ラジオ、インターネットおよびモバイル放送権は、すべて本協会に帰属する。

- (1) 日本代表チーム（U-23、U-20その他すべての日本代表チームを含む。以下本章において同じ）が国内において実施する試合
- (2) 天皇杯全日本サッカー選手権大会、高円宮杯全日本ユースサッカー選手権大会その他本協会が主催する試合

第178条〔その他の事業〕

本協会は、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行う。

- (1) サッカーの施設および用具の検定、認定、公認または推薦に関する事業
- (2) サッカーの指導・育成に関する事業
- (3) 本協会または日本代表チームの名称、ロゴ、マーク、キャラクター、紋章、意匠、商標その他本協会または日本代表チームを表示するもの（以下「キャラクター等」という）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 日本代表チームの選手、監督、コーチ等（以下本章において「選手等」という）の肖像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等（以下「肖像等」という）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) 前条第1号および第2号に定める試合の映像等を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (6) 広報・出版に関する事業
- (7) その他理事会において定める事業

第2節 商品化

第179条〔日本代表グッズの商品化権の帰属〕

- ① 前条第3号ないし第5号に定める事業（以下「商品化」という）を行う権利（以下「商品化権」という）は、次条以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。
- ② 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

第180条〔商品化における肖像等の使用〕

- ① 本協会は、包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商

品化において無償で 사용할 ことができる。

- ② 前項の包括的使用とは、次のいずれかの使用形態をいう。
 - (1) 個々の画面または物等に複数（原則として11名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面または物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様および条件により、複数（原則として11名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
- ③ 本協会は、選手等およびその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化において使用することができる。

第181条〔商品化による収益〕

本協会は、本節に定める権利の実施による収益を、日本代表チームの強化・育成等のために使用するものとする。

第3節 日本代表チームの肖像等

第182条〔肖像等の帰属〕

日本代表チームの選手等の肖像等に関する権利は、本協会に帰属する。

第183条〔肖像等の使用〕

- ① 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- ② 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用する ことができる。
- ③ 本協会は、次の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を、第三者に許諾することができる。
 - (1) 個々の画面または物等に複数（原則として6名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面または物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様および条件により、複数（原則として6名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
- ④ 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用する ための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
- ⑤ 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演し、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 施設および用具

第184条〔施設・用具の調査研究〕

本協会は、施設および用具を調査研究し、かつ、その適否を認定し、必要に応じて関係者を指導する。

第185条〔施設・用具の認定〕

施設および用具の認定に関する事項は、理事会において定める。